

## 第16回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年10月28日（火）午後2時30分～午後2時50分

2 開催場所 有家コレジョホール 2階 大会議室

3 出席委員

(農業委員)

3番 中川繁憲	4番 楠田耕三	5番 寺田俊秀	7番 神崎好史
8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭	11番 寺田健蔵	12番 山下勝也
15番 内田一郎	16番 伊崎美代子		
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	24番 山口俊一	25番 田中芳邦
27番 林田浩也	29番 岡田裕弥	30番 原田久也	31番 本多晋介
32番 三宅東英	33番 飛永敏博	35番 中山秀樹	36番 田中八郎
37番 田中昭博	38番 荒木健一	39番 山本敏晴	40番 宮崎 努
41番 本田勝彦	42番 柴内成世	46番 本多信之介	47番 木下勝徳
48番 太田保則			

4 欠席委員

(農業委員)

1番 相良栄一郎	2番 馬場正国	6番 宮崎陽一	10番 山崎伸吾
13番 濱本康弘	14番 浅田修弘	17番 水田 勇	18番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

21番 中野裕二	22番 末吉秀明	23番 松尾和昭	26番 吉岡長久
28番 本多正敬	34番 本多 力	43番 金井圭司	45番 兼俵朝樹

5 議事録署名委員 15番 内田一郎 16番 伊崎美代子

6 事務局出席者 小渕 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

### [日 程]

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による要請について

議案第68号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任について

その他の  
・農地法第18条第6項の規定による通知について  
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局 (○○) ただいまから第16回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番相良委員、2番馬場委員、6番宮崎委員、10番山崎委員、13番濱本委員、14番浅田委員、17番水田委員、18番金子委員、21番中野委員、22番末吉委員、23番松尾委員、26番吉岡委員、28番本多委員、34番本多委員、43番金井委員、45番兼俵委員の農業委員8名、推進委員8名の方から欠席の届出がございます。また、46番本多委員からは若干遅れるという連絡がございます。出席農業委員数は11名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第16回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

この夏の残暑も一気に秋模様となり、肌寒さを感じられるようになりました。気候の急激な変化によりまして農作物への影響も考えられますが、まずはご自分の体調管理を心がけていただきたいと思います。

さて、国内情勢に目を向けますと、本日、高市首相とトランプ大統領の初の対面会談が行われました。内容等については報道でご存じかと思います。また、高市内閣が発足いたしまして、国内の農業政策についても、米の増産から従来型の需要に応じた生産へと180度方針転換がなされました。このように、多種多様な農業政策の行方を地方からでも注視しなければならないと思っております。

さて、事務局長から、農業委員数19名中、出席委員は現在11名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に15番内田委員、16番伊崎委員を指名いたします。

ただいまから、議案の審議に入ります。

### 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (○○) よろしくお願ひいたします。

説明に入る前に、この議案の1か所訂正をお願いいたします。

番号1の表の右側、土地の表示のところの所在なんですかけれども、「深江町戊」、その次に「字」という字が抜けております。「字」という字を添えるようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

### 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページでございます。

売買1件、436平米、贈与1件、692平米です。

ご説明いたします。

(議案第65号 番号1～2を朗読)

なお、番号2の受け手のほうの○○さんは新規就農者でございますので、3ページに営農計画書を添付しております。

以上、農地法第3条の許可基準の同じ条、同条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作

を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですけれども、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ないです」との声)

議長 次、2番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。  
(「問題ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(○○) それでは、私の方から議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号1、南有馬町の○○さんから南有馬町の○○さんへ、南有馬町○○番○、地目が田、地積が750平米です。転用の目的は農業用施設用地、コンテナ置場になります。申請地を譲り受け農業用施設用地、コンテナ置場として転用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間については永年となっております。備考欄にありますとおり、農振内農用地内にありますので、令和7年8月13日付で用途変更手続が完了しております。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、先ほども申しましたが、既に完了しております。

農業用施設用地は、750平米となっております。農業用施設としてのコンテナ置場を設置するということになっておりまして、最大0.5mの盛土をして整地を行います。周囲につきましては、既存の石積みと土留め工事を行い、申請地内は碎石舗装をするので、土砂の流出の心配はないと思われます。なお、コンテナにつきましては積んでからしますけれども、風対策といたしまして、ネットをかけて飛散防止対策をされるということでございます。なお、雨水につきましては、西側の水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。なお、資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

10月24日、朝9時半より、○○、○○委員と○○、○○推進委員、事務局2名で行ってまいりました。場所は、国道389号線の○○地区というところに公民館があるんですけども、そこから約1キロぐらい上ったところですね。ちょっと細道を上がったところになります。この

地図のよう、山側のほうに水路がありまして、そっちのほうに斜めに作って雨水を流すということでした。台風時期、風の強いときはあまりコンテナは置かないような感じで、使わざというやつで、風が吹いたときはネットをかけるといって、隣の方に迷惑をかけないようにという話でした。あと、その斜めになっている畑のところが、境界線が有ったらしく、戻すというか、畑を潰してちゃんと境界を作るという話でした。入り口のほうがちょっとやっぱり水が流れてくるので、その辺だけちょっとコンクリートを入り口のところだけするという話で、特に問題ないと思われます。皆さん、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。  
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員が申し上げたとおり、何ら問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明させていただきます。

5ページから8ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権14件、2万8,873平米、使用貸借権25件、4万5,500平米、再設定は賃貸借権1件、3,011平米、使用貸借権2件、8,296平米で、合計42件、8万5,680平米です。なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること。または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること。及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していくことの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思います。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。  
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、議案第68号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第68号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任について説明させていただきます。

去る令和7年9月22日に、地区名、〇〇町の推進委員、〇〇〇〇委員から、健康上の理由により南島原市農地利用最適化推進委員の辞任願が会長宛てに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために提案をするものでございます。

なお、皆様もご承知のとおり、〇〇推進委員につきましては、令和6年12月13日にも辞任願の申出がありましたが、地区選出委員の皆様が慰留に努められ、取下げをなされた経緯もございます。ただ、〇〇委員におかれましては、その後2度の手術を受けられ、現在、病気療養中とのことでございますので、健康上の理由は正当な事由と判断して差し支えないものと思います。また、欠員補充のことにつきましては、総会終了後に、改めて説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を認めます。質疑ございませんか。

（「なし」との声）

議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第68号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任についてを採決いたします。本案は、辞任に同意することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 出席委員全員でございますので、議案第68号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任については可決されました。

なお、〇〇推進委員の退任日は本日となりますので、申し添えます。

次に、10ページは、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

11ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

最後に、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局（〇〇） 先月の第15回の総会におきまして、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1の案件につきましては、審議保留となっておりましたけれども、令和7年10月1日に取下げ書の提出があつておりますので、ご報告いたします。よって、この案件につきましては廃案となります。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から報告があつたとおりの取扱いになりますので、ご了承ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。